

令和7年2月12日

白石市教育委員会(定例会)議案

白石市教育委員会

令和7年2月12日

白石市教育委員会(定例会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

第2号議案

令和7年度白石市一般会計当初予算の申し入れについて

令和7年2月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和7年度 一般会計 当初予算 主要事業

〈歳出〉

①

所属： こども未来課

事業名	放課後児童健全育成事業			金額		
予算科目	3款	2項	5目			
内容	第一児童館放課後児童クラブ、第一小学校放課後児童クラブ及び第二児童館放課後児童クラブの指定管理委託料を計上しています。また、放課後児童クラブ補助金は、大平、福岡、深谷放課後児童クラブ及び令和7年度に開設する白川放課後児童クラブの運営費用について、各施設を運営する地域団体に対し補助するものです。					
特定財源						
予算科目	15款	2項	2目	3節		
説明	子ども・子育て支援交付金			金額		
予算科目	16款	2項	2目	2節		
説明	子ども・子育て支援交付金			金額		

②

所属： こども未来課

事業名	認定こども園・子育て支援拠点施設整備事業			金額		
予算科目	3款	2項	9目	12節		
内容	令和6年9月に策定した「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づき、令和10年度中の完成を目指し認定こども園・子育て支援拠点施設を創設することから、施設整備に係る基本設計業務委託料を計上しています。					
説明	会計年度任用職員社会保険料本人負担分			金額		
説明	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分			金額		

③

所属： 学校管理課

事業名	学力向上プロジェクト事業		金額	
予算科目	10 款	1 項	3 目	
内容	<p>児童生徒の夢や志をかなえる力の育成を図る上で「一人一人の伸び」を視点、重点とした学力向上を推進するため、本市独自の学力・学習状況調査や中学生実力テストの実施、漢字検定や数学検定・算数検定の受検料補助、教育アドバイザーによる研修に係る業務委託のほか、令和6年度より引き続き、経済協力開発機構（OECD）による「国際的教育評価と個別最適化学習のためのAIモデルの構築」を目的とした教育プロジェクト事業への参加などに係る費用を計上しています。</p>			
特定財源				
予算科目	21 款	5 項	1 目	1 節
説明	校内実力テスト保護者負担金		金額	
説明	漢字検定受験料保護者負担金		金額	
説明	数学検定受験料保護者負担金		金額	

④

所属： 学校管理課

事業名	外国語・国際理解教育推進事業		金額	
予算科目	10 款	1 項	3 目	
内容	<p>児童生徒の国際的な視野と感覚及び英語による実践的コミュニケーション力の向上を図るため、民間への外国語指導助手派遣業務委託や会計年度任用職員による外国語指導助手の配置、英語検定の受検料補助などに係る費用を計上しています。</p>			
特定財源				
予算科目	21 款	5 項	1 目	1 節
説明	会計年度任用職員社会保険料本人負担分		金額	
説明	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分		金額	
説明	英語検定受験料保護者負担金		金額	

⑤

所属： 学校管理課

事業名	教育情報化推進事業		金額		
予算科目	10 款	1 項	3 目		
内容	<p>児童生徒・教師用の学習用端末の更新に係る費用を計上し、2,079 台（令和 6 年度に更新した東中学校以外の小中学校分）の調達を予定しています。また、学習指導の充実化や情報教育の推進を図るため、全児童生徒を対象とした A I ドリルや、特別支援学級を設置する小・中学校を対象とした特別支援教育ソフトのほか、令和 7 年度より全小・中学校を対象とした授業支援ソフトの使用に係る費用を計上しています。</p>				
特定財源					
予算科目	16 款	2 項	6 目	1 節	
説明	公立学校情報機器整備事業費補助金		金額		

⑥

所属： 学校管理課

事業名	幼保小架け橋プログラム事業		金額		
予算科目	10 款	1 項	3 目		
内容	<p>幼児期から小学校のみならず、中学校での教育にも関連させた発達段階ごとの学びの連続性を整理し、架け橋期のカリキュラム開発に取り組むため、幼児教育アドバイザーへの謝礼などに係る費用を計上しています。</p>				

⑦

所属： 学校管理課

事業名	学びの多様化学校等管理運営事業			金額	
予算科目	10 款	3 項	1 目		
予算科目	10 款	3 項	2 目		
予算科目	10 款	3 項	3 目		
内容	<p>なかなか学校に登校できない悩みなどを抱えている児童生徒が、個々に応じた学びと社会的に自立できる力を育み、「ありのままの自分」を發揮できるよう、新たな学びの場として開校した学びの多様化学校や、少人数での教育の良さを生かした特色ある教育を行う小規模特認校の管理運営に係る経費を計上しています。</p>				
特定財源					
予算科目	19 款	1 項	10 目	1 節	
説明	白石みらい教育基金繰入金		金額		
予算科目	21 款	5 項	1 目	1 節	
説明	会計年度任用職員社会保険料本人負担分		金額		
説明	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分		金額		

⑧

所属： 生涯学習課

事業名	施設予約システム利用料			金額	
予算科目	10 款	5 項	2 目	13 節	
内容	<p>令和 6 年度に導入した中央公民館の施設予約システムの利用及び保守に係る費用です。</p>				

⑨

所属：生涯学習課

事業名	社会体育総務費・委託料			金額	
予算科目	10 款	6 項	1 目	12 節	
内容	社会体育総務費の委託料のうち、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託料については、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことが出来る機会を確保するため、中学校の部活動を将来的に地域スポーツクラブへ移行することに向けた実証事業です。主に、生徒や指導者、顧問の先生や保護者をつなぐコーディネーターの人件費や、指導者への謝金に係る費用です。				
特定財源					
予算科目	16 款	3 項	3 目	2 節	
説明	地域部活動推進事業委託金			金額	

⑩

所属：学校給食センター

事業名	学校給食費値上げ補填事業			金額	
予算科目	10 款	6 項	4 目		
内容	令和 5 年度の学校給食費改定による差額分について、国の臨時交付金を活用し市が負担してきましたが、物価高騰の先行きが見えない状況が続いていることから、保護者の経済的負担軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和 7 年度も引き続き学校給食費の値上げ分補填に係る費用を計上しています。				
特定財源					
予算科目	15 款	2 項	1 目	2 節	
説明	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			金額	

第3号議案

令和7年度白石市教育施策(案)について

令和7年2月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第3号議案 令和7年度教育施策（案）について

令和7年度 白石市教育施策（案）

幼児教育・保育の充実

1 幼児教育・保育の充実

- 一人一人の幼児が伸び伸びと活動し、豊かな体験が得られる環境をとおして行う教育に努め、幼児期の特性に応じた指導を推進する。
- 幼児を取り巻く環境の変化を踏まえ、家庭や地域と連携しながら集団活動の中で基本的な生活習慣の形成を図り、善悪の判断と道徳性を養い、生きる力の基礎となる社会性や協同性の芽生えを培う。
- 周囲の環境（物的環境、人的環境、自然環境）に主体的にかかわる体験をとおして、心豊かな幼児の育成を図る。
- 幼稚園と保育園及び小学校（低学年）間の連携と相互理解を深めながら、子育て支援体制づくりを推進し、保・幼・保・小連携推進委員会の一層の充実を図る。
- 「幼保小架け橋プログラム事業」の取組を通して改善を図ったアプローチカリキュラム及びスタートカリキュラム等の実施時期及び内容を見直し、その適切な実践・活用を図り、保・幼・保・小相互の円滑な接続と教育・保育の質の向上を図る。
- 預かり保育・延長保育の実施により、園児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援する。
- 「幼児教育アドバイザー」を配置し、幼稚園教諭・保育士の経験年数に合わせた研修体制の充実を図り、子どもの人権を尊重した良質な質の高い教育・保育を提供する。
- p4cを生かした実践に努め、安心で温かな関係づくりに努める。

学校教育の充実

1 創意ある教育課程の編成と実施による「特色ある学校づくり」の推進

(1) 創意ある教育課程の編成

- 市内の特色や2学期制の利点を生かし、各学校の実態に即した教育課程の編成と実施に努める。
- 小・中学校の連携を図り、接続を意識した年間指導計画の作成に努める。
- p4cを生かした教育課程の編成と実践に努める。
- 児童・生徒に求められる資質・能力を地域社会と共有し、社会に開かれた教育課程の編成に努める。
- 1人1台端末環境を有効に活用した教育活動の充実に努める。
- 暗唱読本を取り入れた教育活動の充実に努める。

(2) 志教育の推進

- 教育活動のさまざま場面で、人間として、社会人として、市民としての在り方や生き方、そして誇りを考えさせる場を意図的に設定する。
- 発達段階に応じた勤労観や社会性を身に付けさせ、自らの生き方について主体的に探求していく力を伸ばす。

(3) 学習指導の充実

- 児童・生徒の個性や能力及び適性等を重視した学ぶ側に立つ授業づくりに努め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化を図る。
- 児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりに努め、その実践を推進する。
- 「白石市学力向上グランドデザイン」に則り、児童・生徒一人一人に確かな学力を定着させるPDCAサイクルを踏まえた学力向上策を継続・推進する。
- 学力・学習状況調査の結果やICT（AIドリル）等を活用した授業改善により、つまずき解消の取組を図る。
- 今日的な課題や地域、児童・生徒の実態及び学習の個性化を踏まえ、育てたい力を明確にした総合的な学習の時間の改善充実に努める。
- 教育課程特例校（英語特区）の指定を受け、本市独自の教育課程を生かした英語教育の充実を図り、コミュニケーション力及びシビックプライドを醸成する。
- 中学校区を単位とした小・中学校協働による授業づくりをとおして、課題改善に努めるとともに、知的好奇心を高め、学習意欲の高揚を図る。
- 課題意識をもって計画的・継続的に家庭学習に取り組むことができるように発達段階に応じた指導・支援の工夫を図る。
- 児童・生徒の能力・適性を多面的に把握し、適切な進路指導を進める。
- 検定(英検・漢検・数検)補助を継続し、積極的活用をとおして、児童生徒の目標に向かって挑戦する姿勢、学習意欲を育てる。

(4) 学校体育・学校保健の充実

- 運動の楽しさを実感できるような授業を展開し、運動への関心を高めるとともに運動習慣の定着を図り、体力・運動能力の向上を促進する。
- 生涯にわたり健康で活力ある生活を送る基盤を育むために送れるよう、各種調査結果等を活用しながら健康の保持増進と体力・運動能力の向上を図る。
- 感染症等の情報に敏速に対応し、感染防止と罹患者への適切な指導に努める。

(5) 学校給食の充実と食育の推進

- 地場産品を食材とした学校給食の充実を図り、安全で安心な給食を提供する。
- 衛生管理水準の向上に努め、施設の整備や維持管理に取り組む。
- 栄養教諭等による、学校給食をとおした指導を行い、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる。
- 「食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、食物アレルギーを正しく理解し、学校全体で共通理解を図り、適切な対応を行う。

(6) 国際理解教育、姉妹都市交流の推進

- 外国語指導助手（ALT）の効果的活用や小・中学校との効果的連携をとおして、児童・生徒に国際的な視野と感覚及び英語による実践的コミュニケーション力を身に付けさせる。
- 国内外姉妹都市等との児童・生徒交流活動の推進を図り、相互理解と友好を深める。

(7) 情報教育の推進

- 発達段階に応じて、言語能力、情報活用能力（情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を教科横断的に育成する。

- 「第2期白石市学校教育情報化推進計画」に基づき、児童・生徒の情報活用能力を、各教科の特質に応じて適切な学習場面で育成する。
- 各教科において、コンピュータやインターネット等の情報手段を主体的に活用し、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力の育成を図る。

(8) 環境教育の推進

- 省エネルギー活動やリサイクル活動、自然愛護などの実践を計画的に行い、よりよい環境づくりに取り組む態度の育成に努める。
- 太陽光発電システムを利用して、省エネルギー、省CO₂の効果や仕組み等を体感させ、環境教育の推進を図る。
- ユネスコスクール推進校として、世界共通の新しいものさしであるSDGs（持続可能な開発目標）の価値を全教育活動に取り入れるよう努める。

(9) 福祉・人権教育の推進

- 全教職員の共通理解のもとに福祉・人権教育推進のための校内体制を充実させ、家庭や地域・関連機関との連携を図る。
- 共生や福祉の心の大切さを理解させ、特別活動等をとおして態度や実践力の育成に努める。

(10) 文字・活字文化の振興

- 活字に触れる機会を増やし、児童・生徒の活字文化の理解と読書活動の推進を図る。

(11) ふるさと教育の推進

- 地域の文化財や史跡等を学ぶ活動をとおして、積極的に市内外の文化や伝統に親しむ児童・生徒を育てる。
- 学校教育の活動全体をとおして、白石市と地元地区を知り、ふるさとを愛し、その発展に寄与する児童・生徒を育てる。

(12) 小規模校等の充実

- 自然豊かな小規模校において、きめ細やかな個別指導による学力向上を図るとともに、協働的な学びに十分配慮して地域の特色を生かした活動による豊かな人間性を養う。
- 白石きぼう学園については、不登校児童・生徒の特性にかんがみ、個別な学びで基礎学力を保障するとともに学校内外での体験活動を通して社会性の醸成を図る。
- 小原小・中学校においては、小中一貫校のメリットを生かし、特色ある教育活動を展開する。

(13) 特別支援教育の充実

- 就学先を決定するにあたっては、就学相談等をとおして様々な情報提供を行い、実態に応じた適切な教育支援に努める。
- 保・幼・小・中・支援校の連携をとおして支援の充実に努める。
- 特別支援教育コーディネーターを核として他の機関との連携のもと、相談活動をとおして特別な支援を必要とする児童・生徒の理解を深めるとともに、「すこやかファイル」の啓発と活用に努める。
- 障がいの種類や程度に応じた合理的配慮に努め、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成と実践、並びに教育のユニバーサルデザイン化を推進し、児童・生徒のさまざまな教育的ニーズに対応する。
- 教育支援ソフトを[活用導入](#)し、特別支援教育の全体的な質の向上を図る。

○障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が共に学ぶ場や自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる学びの場など、多様な学びの場の充実を図る。

2 豊かな人間性を育む教育の推進

(1) 誰一人取り残されない教育の推進

- 不登校の児童・生徒を支援するため、教育支援センターや学びの多様化学校、仙南けやき教室などの連携をとおして、学びの保障に努める。
- 「魅力ある行きたくなる学校づくり」の横展開など不登校を生じさせない取組を含めた不登校支援対策の充実を図る。

(2) 道徳教育の推進

- 「特別の教科 道徳」において、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする授業展開の工夫に努める。
- p4cの理念を取り入れた授業により、安心をベースとした対話ができるようにする。
- 自然とのふれあいや社会奉仕、福祉などの豊かな体験活動を積極的に取り入れる。
- 美しいものや崇高なものに感動し、真・善・美に触れることのできる多様な体験活動を推進する。

(3) 生徒指導の充実

- 児童・生徒の自己存在感や自己有用感を育み、問題行動等の未然防止に努める。
- 支持的で創造的な学級集団をつくり、共感的な人間関係の育成に努める。
- 児童・生徒の自己選択・自己決定を促す授業づくりに努める。
- 児童・生徒がお互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れるような風土の醸成に努める。
- 児童・生徒の悩みや不安の早期発見に努め、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育支援センタースーパーバイザー並びに関係諸機関との連携を密にした相談・支援体制を充実させる。
- 善悪の判断を、機会を逃さず、適切かつ確実に指導する。

(4) 情報モラルの育成

- 地域・家庭・学校が一体となって児童・生徒を「ネット犯罪」から守るために、地域・家庭等に対して、ネットを通じた有害情報や対策等について、様々な機会をとおして啓発を図る。
- 児童・生徒の発達段階及び情報機器の活用に応じて、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を、各教科の指導の中で情報活用能力の学習と合わせて指導する。

3 学校・家庭・地域が連携した「開かれた学校づくり」の推進

(1) 学校経営の充実

- 保護者や地域住民に対して学校の教育目標や方針などを説明しながら理解と協力を得、学校及び地域の自然・文化・人材を活かした学校づくりに努める。

(2) 家庭教育の充実

- 「白石市子どもを育てるヒント集（小学校編・中学校編）」の活用、「家庭の日」の促進、「青少年健全育成市民のつどい」への参加の奨励を図り、家庭教育の在り方に関する活動の機会を充実させる。

- 学力向上には、家庭教育も重要であることを呼びかけ、学校と家庭とが両輪となって取り組むよう働き掛ける。
- 安心感を持たせる家庭環境づくりや非認知能力（**自己効力感**、協調性、自制心、やり抜く力等）向上の必要性等について情報発信し、家庭の教育力を高めるよう働き掛ける。

（３）いじめ等防止対策の推進

- 「白石市いじめ防止基本方針」を徹底し、いじめの未然防止や問題行動の早期発見と早期対応に努めるとともに、児童・生徒の活動をとおして、いじめ根絶の意識を高める。
- 「白石市いじめ防止基本方針」で定めた7月と12月の「いじめ防止月間」に加え、「白石市いじめ防止大会」で採択された、「いじめゼロの日」（毎月10日）をとおして、いじめの未然防止やいじめ根絶の推進を図る。
- 幼児期における「いじめ」態様の早期把握に努め、適切な対応を図る。

（４）安全教育の徹底

- 児童・生徒の安全を第一に考え、「学校安全委員会」の活用をはじめとした管理体制の整備に努める。
- 学校・家庭・地域が連携し、学校安全、防犯、防災、交通安全等の意識を高めるために自ら考える教育活動を取り入れる。
- 危険箇所や通学路などの安全点検を組織的、計画的に行う。特に東日本大震災を教訓とし災害時の対応等、防災教育の充実を図り、実効性のある防災体制づくりを行う。（「学校・地域防災連絡協議会」の活用）
- 登下校時の安全を図るため、スクールパトロール隊や通学路巡視員等と協力し、児童・生徒の安全確保の支援に努める。
- P S C（Police Student Cooperation）パトロールなどの取組を活かして、児童・生徒の地域安全への意識を高める。

4 学校力向上を図る研修の充実

（１）「学校力」向上を図る研修の充実

- 管理職の自覚と覚悟を促し、児童・生徒管理、教職員管理、教育課程管理、施設整備管理、学校事務管理を強化する。
- 各校の実態に応じて、意識的なO J Tを実施する。
- 組織マネジメントや危機管理等の研修を深め、組織として機能する学校づくりに努める。

（２）「教師力」向上を図る研修の充実

- 学校の実態に応じて、学校毎に「**教職教育**への情熱」「授業力」「学級経営力」「生徒指導力」「総合的な人間力」等のバランスのとれた研修に努める。
- 白石市の課題解決に向けた具体的な研修に努める。

（３）情報教育研修の充実

- 「第2期白石市学校教育情報化推進計画」に基づき、教職員のICT（情報や通信に関する技術の総称）活用指導力を向上させるための研修を充実させる。
- 情報活用能力と学力の関係を理解し、児童・生徒の知識・技術の確実な定着とともに、思考力・判断力・表現力を高めるための研修の充実を図る。
- 校務用コンピュータを活用した校務の効率化を進めるとともに、情報管理の徹底を図る。

○1人1台端末等を使用した授業づくりのため、指導主事を有効に活用して、教員の資質向上を図る。

(4) 心身の健康管理

○市民の期待と信頼に応え、創意と活力に満ちた教育活動が展開できるよう、文部科学省報告の「学校現場における業務改善のためのガイドライン」及び「学校現場における業務の適正化に向けて」を活用し、教職員の健康増進と福利厚生の実現に努める。

社会教育の充実

1 社会教育推進体制の充実

(1) 市民の生涯の成長を促す社会教育の推進

- 公民館等の社会教育施設を拠点に、いつでも誰でも気軽に集い学び合うことや、個人の自己実現に向けた学習を支援する。
- 各種団体や地域住民等との連携強化を図り、市民の学習成果が地域等で生かせるような場のコーディネートを行う。
- 人口減少や少子高齢化の中でも、地域が話し合いと学び合いを重ねてより良い地域づくりを目指す力の向上を目指す。
- ~~コロナ禍などにおける新たな学習機会として、様々な世代がリモートで繋がる機会や、そのためのスキルを学ぶ機会を設ける。~~

(2) 地区公民館の社会教育の推進

- 指定管理者制度により地域主導で運営されている地区公民館においても、市民の生涯を通じた成長への要求に応えられるよう、地域の特色を生かした公民館事業や社会教育の推進、共同学習を支援する。
- 公民館職員としての専門スキルの向上を支援するため、研修機会の確保、情報提供、地区公民館同士の定期的な情報交換の場を設ける。
- 市職員が研修会等に積極的に参加するなどして専門スキルを高め、また、地域に出向いて地域の特性や強みを理解しながら、地区公民館事業運営への指導・助言を行う。

(3) 地域学校協働活動の推進

- 地域学校協働本部を中心に、地域学校協働活動推進員、協働教育担当者、地域の方々などを対象にした研修会の開催や情報共有の機会を設け、活動への理解の促進と家庭・地域・学校が一体となって取り組みの充実を図る。
- 学校支援を通して、充実した学校教育を支援する。
- 放課後子ども教室を実施し、子どもたちの安全・安心な放課後の居場所の確保と異年齢交流による子どもの自主性と創造性を育む。
- 地域学校協働活動の取り組みを通して、地域住民や各種団体の主体性や自主性を育み、地域全体の教育力の向上と地域の活性化を図る。
- 家庭教育支援チームなどと連携し、宮城県版「親の学びのプログラム」を活用した出前講座の実施等による家庭教育事業を推進し、全ての親が安心して子育てや家庭教育が行えるように支援する。

(4) 青少年活動の推進

- 社会体験・自然体験・世代間交流を取り入れた充実したプログラムによるわんぱく教室を開催することにより、子どもたちの健全な育成と、ジュニア・リーダーの加入に繋げる。
- 次世代を担う青少年がたくましく思いやりのある人間に成長することを支援し、将来の担い手として、地域をつくる社会の一員になることを目指して、ジュニア・リーダーの育成と活用を推進する。
- 未来を担う子どもたちが、ふるさと「白石」に誇りと愛着の醸成ができるよう、楽しみながら地域に興味や関心が持てる機会の拡充に努める。

(5) 読書活動の推進

- 読書をとおして心の豊かさを育むとともに豊かな人生を送ることができるよう、児童・生徒を始めとした市民が読書に親しむことができる環境の整備に努める。

2 文化芸術活動の振興と歴史遺産・伝統文化の継承・活用体制の充実

(1) 文化芸術活動の推進

- 地域の歴史・風土等を反映した個性豊かなまちづくりを推進するため、市民の多様な文化芸術活動や普及活動を支援する。
- 優れた文化芸術に触れる機会を確保し、古典芸能伝承の館碧水園など文化施設の積極的活用を推進する。

(2) 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

- 歴史遺産・伝統文化の散逸と滅失を防ぎ、広く市民の理解を得るよう啓発するため、資料を記録化し、各種媒体を用いて情報発信をする。
- 歴史遺産や伝統文化を展示・収集・保管する博物館の早期建設に向け、資料の所在調査や普及活動を実施する。
- 他の機関・団体等と連携しながら、歴史遺産等の価値を理解し、魅力を発信する人材を育成する。

3 生涯にわたるスポーツ活動の推進

(1) 生涯スポーツの推進

- いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる「市民総スポーツ社会」の実現に向けて、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ環境の充実に努める。
- スポーツ推進委員や学校体育と連携し、各種大会やスポーツ教室等の開催を通じ、地域や学校に根ざしたコミュニティスポーツを積極的に推進し、市民の健康増進と体力・運動能力の向上を図る。
- 部活動の地域[連携・地域クラブ活動への移行](#)に向けた[環境整備検討](#)を進める。

(2) 総合型地域スポーツ・[文化クラブ](#)の活動支援

- 地域住民のスポーツ・[文化活動](#)をささえ、スポーツ・[文化](#)を通じた地域コミュニティを構築するための活動拠点となる「総合型地域スポーツ・[文化クラブ](#)」の活動支援を行う。

(3) スポーツ団体及び指導者の育成強化とスポーツ人口の拡大

- スポーツ協会やスポーツ少年団を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成強化に努め、スポーツ人口の拡大を図る。

4 図書館サービスの充実

- 生涯に渡る学びの支援の場として、また地域の情報拠点として、基本的サービスである資料提供やレファレンスサービスの充実を図る。
- 郷土資料や行政資料を収集・公開し、郷土史研究や地域課題解決に貢献するよう努める。
- 「第四次白石市子ども読書活動推進計画」に沿い、子どもの自主的な読書活動の推進のため家庭や地域、学校図書館との連携を深め、子どもの読書機会の提供と読書環境の充実、読書活動に対する理解の促進を図る。
- 情報通信技術の進化に伴う市民のニーズの変化に対応するため電子図書館を実施し、多様な読書機会の提供を行うとともに資料の充実を図る。

教育・保育環境の整備

1 施設設備や教具等の充実と効果的な活用

(1) 施設設備の整備

- 安全な施設設備の整備を図る。

(2) 施設設備の適正管理

- さまざまな災害に備えた施設設備の充実に努める。
- 環境負荷の軽減に配慮した施設設備の適正な管理を図る。

(3) 子どもの特性に合わせた教育環境の整備

- ICT機器の利活用のための教育・保育環境の整備を図る。
- 障がいのある幼児・児童・生徒の実態を考慮した施設・設備の整備を図る。

(4) 緑化・美化運動による教育環境の整備

- 各学校の環境を活かした個性ある緑化・美化による教育・保育環境の整備促進を図る。

2 危機管理体制の強化

(1) 危機管理体制の強化と学校事故再発防止に向けた安全教育の徹底

- 東日本大震災や令和元年東日本台風、白石第一小学校事故を教訓として地域の实情に沿って見直した学校安全マニュアルにより、防災教育を強化する。
- 不審者侵入や自然災害等に対応した幼児・児童・生徒の安全確保と個人情報管理等の危機管理体制の強化を図る。
- 各学校等の状況に応じた避難訓練と日常的な指導により、幼児・児童・生徒の危機予測能力及び危機回避能力を養う。
- 「しろいし安心メール」を活用し、幼児・児童・生徒の安全や安心に努める。

(2) 情報教育に係る設備等の整備充実

- 学校コンピュータ管理基準の徹底及び個人情報の管理に努める。
- 1人1台端末、教師用端末及び関連機器について、白石市立小中学校情報セキュリティ対策基準に基づいた保管及び管理を徹底する。
- 学校ホームページの積極的な運用を図り、地域及び家庭に学校の取り組みや子どもたちの様子について伝えるよう努める。

第4号議案

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について

令和7年2月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第4号議案 白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例（案）

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、白石市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、白石市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

第5号議案

白石市スポーツ推進委員の委嘱について(案)

秘密会のため非公表

令和7年2月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第6号議案

白石市教育委員会感謝状の贈呈について(案)

秘密会のため非公表

令和7年2月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第7号議案

令和7年3月31日、4月1日管理職員人事について

秘密会のため非公表

令和7年2月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典